創業予定(希望)者対象　個別相談指導

大阪商工会議所では、大阪市内で創業を予定（希望）されている方々を対象に、個別相談（大阪市の特定創業支援等事業の一環）を承ります。

【実施期間】　2026年9月14日（月）～10月30日（金）まで

【場　　所】　大阪商工会議所 2階　経営相談室（大阪市中央区本町橋2番8号）

受付終了

【実施内容】　相談員との面談で、1カ月以上にわたって「経営」「人材育成」「財務」「販路開拓」の4分野すべてに関する相談指導を実施（計4回 1回30～45分）

【対　　象】　大阪市内で創業を予定（希望）されている方　　定員：15名

※次の方はお申し込みいただけません
既に創業されている方
大阪市外で創業を予定（希望）されている方
特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の入手のみを目的とされる方

【料　　金】　無料

【申込方法】　2026年8月6日（木）から申込みを承ります（定員に達し次第、締め切ります）。

① **お申込みフォーム、②予約フォーム**の両方にアクセスし、お申込みください。

1ヶ月以上の期間で、4回の相談指導を実施します。次のように3回目までを②予約フォームにて予約してください。

1回目は「経営」を選択
2回目は「人材育成」を選択
3回目は「財務」を選択
（4回目「販路開拓」は、3回目を終了した後に、電話か対面で予約をお取りします）。

① お申込みフォーム

② 予約フォーム

【そ の 他】　○ご相談の方法は「面談」のみです。「電話」「オンライン」は承れません。

○当該個別相談指導の申込日から遡って1カ月以内に、本商工会議所が別途実施している専門相談（「人事労務」、「経理・会計・税務」、「新事業開発・創業」）を利用されていた場合、1回に限り当該個別相談指導の回数にカウントします（相談日の早い方を初回相談日とします）。

○ご予約された日時にお越しになれなくなった場合は、予約日の1週間前までに事務局までご連絡ください。ただし、他の方々のご予約の状況より、ご希望の日時に振り替えることができない場合があります。

○無断でご予約をキャンセルされた場合は、次の予約をお取りかねます。

＜特定創業等支援事業で支援を受けた創業者への優遇措置などについて＞

〇特定創業支援等事業とは、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓などの知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みとして、国が産業競争力強化法で定める事業です。

〇特定創業等支援事業の支援を受けたことの証明書の発行を受けた方には優遇措置があります。詳しくは、大阪市のホームページをご覧ください。

〇当該個別相談指導は、国が認定した大阪市の特定創業支援等事業の一環として実施します。個別相談指導を完了された方には、ご希望に応じて「支援実施報告書」を発行いたします。

※この報告書のほか必要書類をご準備のうえ、大阪市に支援を受けたことの証明書発行を申請することになります。大阪市に証明書発行を申請後、発行まで概ね10日程度（初回相談日から最短で１カ月半程度）かかります。

※お申込みの際におうかがいした「確認事項」などに関して、事実と異なることが判明した場合、大阪市が発行する特定創業等支援事業の支援を受けたことの証明書が発行できません。

【お問い合わせ】　大阪商工会議所 経営相談室　山田・比嘉
TEL：06-6944-6472　FAX:：06－4791－0444
E-mail:kaigyo@osaka.cci.or.jp